

井 川 町

小中一貫校実施計画



平成27年2月26日

井川町教育委員会

はじめに

井川町では、教育の基本方針に「あたたかな心 夢ときめく 人づくり」を掲げ、井川町の未来を拓く創造性豊かな子どもの育成を目指し、こどもセンター・小学校・中学校が地域や保護者と連携を図りながら教育の充実に努めている。

近年、グローバル化や情報通信技術の発達に伴う社会環境の急激な変化は、児童生徒を取り巻く環境を複雑化、多様化させる一方で、少子化の加速度的進行には歯止めがかからず、家庭の教育力の低下と相まって学校教育は多くの課題に直面している。具体的には、いじめ、不登校、ニートの増加、規範意識の低下、インターネット等のトラブルなど教育に関する課題は山積しており、児童生徒が将来に向かって夢や希望をもつことが難しい状況となっている。

国においては、教育再生実行会議が設置され、5次にわたる提言が出された。第5次提言を受け現在、中央教育審議会において義務教育年限や、学校段階の区切り等を含む学制改革の議論が行われている。加えてこれまでの教育委員会制度等の見直し、道徳の教科化、外国語活動の充実など教育の環境が大きく変化してきている。

このような中、井川町の教育における最重要課題は少子化時代における学校教育の充実である。井川小・中学校の現在の児童生徒数及び学級数は、小学校215人10学級（特別支援学級を含む）、中学校147人7学級（同）であるが、平成30年度は小学校166人6学級（特別支援学級を除く）、中学校118人4学級（同）になる。平成32年度には中学校において89人という生徒数が予想され、100人を下回ることになる。こうした急速な少子化に対応すべく、且つ教育水準を担保しつつ学力向上を図るため、平成23年に策定した「第四次井川町総合振興計画」において、中学校校舎に小学校を併設して小中一貫校を設置することとしたところである。

このような情勢を受け、小中一貫校実現のため、平成26年5月に外部の有識者を含め9人の委員で構成する「小中一貫校検討委員会」を立ち上げ検討を重ね、ここに「小中一貫校実施計画」をまとめたものである。

今後、井川町の児童生徒の学力向上と健やかな心身の成長を願い、義務教育の9年間を見通し、教育内容の一貫性を図りながら小・中学校が同じ目標に向かい、質の高い教育を進められるよう小中一貫校による一貫した教育を実施し、家庭、地域社会と一体となって充実した学校教育となるよう努めていきたい。

平成27年2月

井川町教育委員会

目 次

はじめに

I	井川町学校教育の方向性～小中一貫校開設に向けて～	1
1	井川町の年齢構成別人口の推移と推計	1
2	井川小・中学校の現況と課題	1
(1)	井川小・中学校の児童生徒数の現況と見通し	1
(2)	井川小・中学校における課題	2
3	井川町における小・中学校連携教育の動き	3
4	義務教育制度の見直しを受けた井川町学校教育の方向性	3
5	小中一貫校設置の意義・効果	4
6	小中一貫校開設までのスケジュール	4
II	小中一貫校実施計画	5
1	小中一貫教育の捉え方	5
2	小中一貫教育の実施	5
(1)	小中一貫校の形態	5
(2)	教育課程	6
(3)	学校運営体制	7
3	小中一貫教育のねらい	7
4	小中一貫教育の目標	8
5	小中一貫教育の内容	8
(1)	確かな学力の向上のために	8
(2)	豊かな人間性・社会性を育成するために	9
(3)	健やかな心と体を育むために	9
6	小中一貫教育で期待される効果	10
7	小中一貫教育の4つのつながり	10
8	特別支援教育等の推進	11
9	小中一貫校の推進組織	11
III	小中一貫校に向けた校舎等増改築計画	12
IV	小中一貫校で配慮が必要な事項	13

I 井川町学校教育の方向性～小中一貫校開設に向け～

1 井川町の年齢構成別人口の推移と推計

井川町の人口は、国勢調査によると昭和 30 年の 7,763 人から減少傾向にあり、直近調査の平成 22 年度は 5,493 人になっている。特に 0～14 歳の年少人口減少が著しく、平成 32 年推計では 500 人と割ると思われる。急激な少子化の動向は、今後の学校教育のみならず地域の活性化に大きな影響を及ぼすものと懸念される。

■年齢構成別人口の推移

(単位:人)

	昭 3 0	昭 5 0	昭 6 0	平 2	平 7	平 1 2	平 1 7	平 2 2	平 3 2
0～14 歳	3,035	1,426	1,231	1,067	896	792	749	610	493
15～64 歳	4,459	4,358	4,229	4,206	4,067	3,736	3,409	3,127	2,514
65 歳以上	269	643	856	1,031	1,245	1,588	1,689	1,756	1,954
総人口	7,763	6,427	6,316	6,304	6,208	6,116	5,847	5,493	4,961

(国勢調査平成 32 年は平成 23 年に推計)

2 井川小・中学校の現況と課題

(1) 井川小・中学校の児童生徒数の現況と見通し

現在の小学校児童 215 名 10 学級から 30 年度は 166 名 7 学級に減少する。

中学校生徒 147 名 7 学級から 118 名 4 学級に減少する。

平成 26 年度 井川小学校・中学校児童生徒数

項 目	井川小学校	井川中学校
児童・生徒数	215 名 (H26.5.1現在)	147 名 (H26.5.1現在)
学 級 数	10 学級 (特別支援学級含)	7 学級 (特別支援学級含)
教 職 員 数	17 名 (県費負担教職員)	17 名 (県費負担教職員)

井川小学校の各学年の状況

(単位:学級、名)

項 目	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	特支	計
学級数	1	2	1	1	2	1	2	10
児童数	21	37	31	36	51	35	4	215

井川中学校の各学年の状況

(単位:学級、名)

	1 年	2 年	3 年	特支	計
学級数	2	2	2	1	7
生徒数	43	50	53	1	147

※小学校学級編成は、1 年生 35 人学級、他は 40 人学級が原則であるが、2 年生について県単少人数学級により 2 学級となっている。

平成30年度 井川小学校・中学校児童生徒数

項 目	井川小学校	井川中学校
児童・生徒数	166名	118名
学 級 数	7学級（特別支援学級含）	4学級（特別支援学級含）
教 職 員 数	名（県費負担教職員）	名（県費負担教職員）

井川小学校の各学年の状況

（単位：学級、名）

項 目	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	計
学級数	1	1	1	1	1	1	1	7
生徒数	22	23	29	33	21	37	1	166

井川中学校の各学年の状況

（単位：学級、名）

	1年	2年	3年	特支	計
学級数	1	1	2		4
生徒数	31	36	51		118

(2) 井川小・中学校における課題

井川町小・中学校はともに1校であり、近年少子化の影響により児童生徒数が減少し現在は小中において複数学級学年があるが平成32年度には1学年1学級が予想される。少子化による学校教育に及ぼす影響は次表の通り考えられるが、総じてデメリットが大きい。また、児童生徒の実態として、豊かな自然ではぐくまれた素直さをもってはいるが、少子化の影響が学力や体力及び挑戦欲や忍耐力の低下といった課題が生じてきている。

井川小・中学校における課題は、このように少子化が決定的に深刻化する前に、小中が連携を深め教育資源を結集し、小学校から中学校へのスムーズな進学と学力の維持向上を図れるどうかである。

【学校教育に及ぼす少子化の影響】

	メリット	デメリット
学校教育	○学習時に目が行き届くなど個に応じた学習が可能となる。 ○一人ひとりの適性や能力を把握して指導に当たることができる。 ○きめ細かな児童生徒理解のもと、児童生徒同士、対教師など温かな人間関係の中で教育ができる。	●社会性や協調性が不足する。 ●切磋琢磨する機会が減少する。 ●人間関係の固定化や序列化による意欲の低下が予想される。 ●教職員の減少による教育環境が低下する。 ●集団行動で効果の上がる活動が停滞する。 ●学校の管理運営に係る経費が増加する。
学校生活	○小さいときからの友達と仲良くできる。 ○先輩や後輩と仲良くできる。 ○困ったことがあっても先生によく見てもらえるし、相談できる。 ○教室や体育館を広々と使える。 ○人数が少ない分、発表などを担当する機会	●同じ年の友達が少なく、大勢の友達と一緒に活動する機会が少ない。 ●学習時、色々な意見や考えに接する機会が少ない。 ●体育や部活動、スポ少などでチームゲームが制限される。

	が増え、責任を自覚できる。	
保護者・地域	○保護者同士、親しく気心が知れているので協力しやすい。 ○地域のみんなで子どもを育てることができる。	●地域行事などの実施が難しくなる。 ●PTA役員の選出やPTA行事等保護者の負担感が増大する。 ●少子化により、大人が手助けする機会が多くなり、依存心が増す。

3 井川町における小・中学校連携教育の動き

井川町では、児童生徒の生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、個性や能力を伸長させるには、小・中学校の9年間を通して計画的・継続的な指導の実現を図らなければならないと考え、これまで小中の連携教育を進めてきている。具体的には平成24年5月に、将来の小中一貫校開設を見据え「小・中連携プロジェクト委員会」を立ち上げ、小・中学校の教員同士が校種や教科の枠を越え共通の目標の下に連携を図り、授業参観や合同研修会を開催して連携教育の推進に向け取り組んでいる。

4 義務教育制度の見直しを受けた井川町学校教育の方向性

国の中央教育審議会が平成17年10月に答申した「新しい時代の義務教育を創造する」において、義務教育制度の見直しについて次のように提言されている。

「義務教育を中心とする学校種間の連携・接続の在り方に大きな課題があることがかねてから指摘されている。また、義務教育に関する意識調査では、学校の楽しさや教科の好き嫌いなどについて、従来から言われている中学校1年生時点のほかに、小学校5年生時点で変化が見られ、小学校の4～5年生段階で発達上の段差があることがうかがわれる。研究開発学校や構造改革特別区域などにおける小中一貫教育などの取組の成果を踏まえつつ、例えば、設置者の判断で9年制の義務教育学校を設置することの可能性やカリキュラム区分の弾力化など、学校種間の連携・接続を改善するための仕組みについて 種々の観点に配慮しつつ十分に検討する必要がある。」

こうした動向を背景に、井川町では平成23年3月に策定した「第四次井川町総合振興計画」において、児童生徒の減少傾向が続く中で、学力向上のため、改築中学校校舎に小学校を併設して小中一貫教育をめざすこととしている。

また、平成26年7月に教育再生実行会議の第5次提言「今後の学制等の在り方について」を受け、国の中央教育審議会において小中一貫校の法制度化に向けた審議が行われている。このような動きを的確にとらえながら、井川町としては次の方向性をめざす。

(方向性)

井川町の児童生徒の学力向上にむけた学校教育の充実のため、平成30年度を目途に中学

校校舎に小学校を併設一体化し、小中一貫教育を行う。当面現行の学校教育法上の学習指導要領に基づく教育課程を編成するが、小学校高学年からの一部教科担任制や小中教師による相互乗り入れ授業などにより、児童生徒の学力向上のため、9年間を見通した計画的・継続的な取り組みを展開する。こうした取り組みには教職員体制の充実が不可欠であり、校長1人減等に見合う教職員の確保を含め特別な加配を県教育委員会に強く要望する。

なお、国において小中一貫校が法制度化した場合には、独自の教育課程編成など自由度が増すものと考え、法的な小中一貫校実現に向けた確に取り組むこととする。

また、小中一貫教育校の環境整備のため、校舎や給食センターなどの増改築を進める。

5 小中一貫校設置の意義・効果

小中一貫校を設置し一貫教育を行う意義（期待される効果）として、次のとおり考えられる。

- (1) 小・中学校9年間という期間を通して計画的、継続的な指導を行うことにより、児童生徒一人ひとりの興味・関心や学習意欲を高めながらきめ細かな指導が可能となり学力の向上が期待できる。
- (2) 小学校5・6年生で一部教科担任制を導入したり、小学校教員の中学校への乗り入れ授業を行ったりするなど、創意工夫した教育を展開することにより中学校入学時の学習意欲の低下や不登校等（いわゆる中1ギャップ）の解消を図ることができる。
- (3) 児童生徒の発達段階に配慮しながら創意工夫のもと、特色ある教育活動を展開することにより教育全般における質の向上が期待できる。
- (4) 幅広い年齢層が同じ空間で生活することから、異学年交流や縦割り活動等を通じて豊かな人間性や社会性をはぐくむことができる。
- (5) 小・中学校の教員の交流が活発になり、学習指導や生徒指導に関する情報の共有化が図られ、課題に対して迅速な対応が可能となるとともに、教員の資質の向上が期待できる。

6 小中一貫校開設までのスケジュール

平成30年度開設をめざし、実施計画に基づいた教育課程や学校マネジメントなどのソフト部分を含め、校舎の増改築などハード整備について、小中一貫校推進委員会を立ち上げ進行管理していく。また、この間に小中一貫校の法制度化が行われるとすれば、申請等についての確に対応していくこととする。

平成26年度 小中一貫校実施計画の策定

平成27年度 小中一貫校推進委員会の開催（実施計画の進行管理、マネジメント）
中学校校舎増改築実施設計

平成28年度 中学校校舎増改築工事（給食調理施設含む）

平成29年度 中学校校舎増改築改修工事、小学校引っ越し

平成30年度 小中一貫校スタート

Ⅱ 小中一貫校実施計画

井川町では、これまで変化する教育状況を見定めながら「心豊かに、たくましく生きる創造的な子どもの育成」を学校教育の目標にして、様々な施策を展開し、その達成に努めてきた。一方、本町の児童生徒の実態は、豊かな自然ではぐくまれた素直さをもっているが、学力や体力及び挑戦欲や忍耐力の低下といった課題が生じてきている。

そこで、本町としては学校教育の目標を一層達成するための最も効果的な手法として小中一貫教育を実施することとする。

小中一貫教育では、9年間を見通した意図的、計画的な指導により、児童生徒の一人ひとりの「生きる力」がはぐくまれ、充実した学校生活を送ることができる。また、地域の教育素材を積極的に活用するなど連携を一層推進することで、ふるさと井川町を誇りに思い、児童生徒が「井川町で学んでよかった」と改めて認識できるよう努める。

実施に当たっては、本町の学校教育の現状と課題、特に児童生徒の実態を十分に踏まえて小中一貫教育を進めていく。

1 小中一貫教育の捉え方

井川町では、小中一貫教育を次のように捉える。

目指す児童生徒像の実現に向け、小・中学校の密接な連携により、義務教育9年間を見通した教育内容・指導方法により、教職員が一体となり実施する教育

本町では、これまでも小・中学校で児童生徒の情報を共有しながら指導に当たってきた。また、授業研究会や互いの行事を通じて小・中連携の視点をもって取り組んできている。小・中連携プロジェクト委員会では、小中一貫校開設に向けた課題について協議し、研修会を開催している。

今後は、これらの取組を深化、発展させ小・中学校の教職員が義務教育期間において責任をもって教育指導に当たるという視点に立ち、9年間を見通した教育課程の下で、教育内容や教育活動に系統性を図り、児童生徒・教職員の交流を促進し、密接な協力、連携により一貫教育を推進する。

2 小中一貫教育の実施

(1) 小中一貫校の形態

井川中学校の既存施設を増築、改修して施設一体型による小中一貫教育を進めていく。小学校と中学校が同じ校舎で、9年間を通した教育課程を編成し、小学校1年生から中学校3年生が共に授業を受ける形態とする。小・中学生が同じ敷地内で学校生活を送ることができるため、異学年交流が日常的にできる。また、小・中の教員が同じ職員室を利用することで日常的な連携・協力体制が構築でき、子どもの状況や発達段階をよ

り正確に把握した指導が可能となる。教育施設、備品等を共有使用できるという利点もある。

(2) 教育課程

現在、わが国では学校教育法上の特例として学習指導要領に基づかない独自の教育課程を組むことができる「小中一貫教育校」は、研究開発学校の指定か教育課程特例校の指定を受け行う形式となっている。また、新たに学校教育法を改正して小中一貫教育校を法制度化しようとする動きもある。

こうした中で井川町では当面こうした特例制度を使わず次のように教育課程（カリキュラム）編成を考える。ただし、法制度化になれば的確に対応する。

まずは学制として「6・3制」を堅持しつつ、発達段階に配慮した「4・3・2」の指導区分とする。

現行学習指導要領のねらいを踏まえ、「6・3制」の枠組みはそのままとするが、小学校の6年間の学びを児童の発達段階に配慮し、基礎・基本期（小学1年～小学4年）、小学校から中学校への円滑な接続を図る充実・活用期（小学5・6年・中学1年）、より丁寧な指導と密接な連携を図る連携・発展期（中学2年・3年）の成長区分に分け、系統的・継続的な指導を行う。

この成長区分は、各学年が何に重点を置くか、どのような指導方法等が適切かなど、小中学校教職員が指導のまとまりとして意識・認識し、指導方法や教育活動を工夫するものとする。

具体的には、小中教員の兼務発令を行い、小学校5・6年生において中学校教員の配置状況を勘案しながら可能な教科において一部教科担任制を導入したり、中学校1年生において小学校教員の乗り入れ授業を行ったりすることで、小中の円滑な接続と継続的な指導となるよう工夫する。

学校区分	小学校						中学校		
指導区分	基礎・基本期				充実・連携期		活用・発展期		
学年区分	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
学習指導	「一部教科担任制」								
学習指導の特徴	・ 学びの基礎（学習習慣）づくり ・ 仲間づくり ・ 運動の楽しさづくり				・ 学びの意欲づくり ・ 集団づくり ・ 運動の仲間づくり		・ 学びの質づくり ・ 自分づくり ・ 運動の習慣づくり		

(3) 学校運営体制

小中の一貫した教育連携を図るため、1 人の校長をトップとした運営体制が不可欠である。しかしながら、現在の教職員の配置基準では、小中併設校の場合は、校長 1 名、養護教諭 1 名、事務職員 1 名が減となる制度であるため、小中一貫教育を進める際の教職員定数上の大きな問題となる。

このため、県あるいは国に対して、こうした課題を解決し、小中一貫教育推進体制の充実を図るべく、校長等の減少人員の回復確保と小中一貫担当教員の加配を求めている。

運営体制案（要求ベース）

校長 1 — 統括教頭 1（小中一貫担当） — 教頭 2（小、中各担当）
一般教諭 1 プラス 一貫教育（一部教科担任、乗り入れ授業担当）
養護教諭 2（小、中各担当）
事務職員 2（小、中各担当）

3 小中一貫教育のねらい

小中一貫教育では、義務教育 9 年間を見通し、ねらいを、次の 4 点とする。

(1) 学力の向上

- ・系統的、継続的な学習指導により児童生徒の学習習慣の定着と学習意欲の向上を図る。
- ・中学校の学習への接続を意識した小学校段階での指導を充実させ、9 年間継続した系統的な学習を実現する。

(2) 学校生活の充実

- ・中学校進学時の学習内容や生活リズムの変化による子どもたちのストレスを緩和し不登校を防止する。
- ・小中教員の協働による 9 年間を見通した継続的な指導により、児童生徒の生活における不安を払拭するとともに、生徒指導上の問題を抑制、迅速解決する。

(3) 豊かな心や社会性の育成

- ・学校行事や交流活動を通して、異年齢の児童や生徒が互いに関わることで自己存在感、自己有能感を味わわせる。また、小中学生が合同で地域の人々と交流したり、様々な行事に積極的に参加したりすることで、ふるさと井川町の良さを認識し、地域社会の一員としての自覚を育むことができる。

(4) 教職員の意識改革

- ・小・中学校の教員の交流により、互いに切磋琢磨することで資質の向上が図られる。
- ・小学校教員のきめ細かな指導方法や中学校教員の専門性などを互いに学び合い、良さを学び認め合うことで指導力が向上する。
- ・小中学校の教職員が、共通の認識に立ち 9 年間を見据えた指導に当たることで連帯感、充実感等を味わい、指導意欲を高める。

4 小中一貫教育の目標

井川町では、小中一貫教育で「目指す児童生徒像」を次のように設定し、その育成のために小中一貫教育を進めていく。

ともに学び、挑みつづける児童生徒

変化の激しい社会の中でよりよく生きるためには、何事にも主体的に学び、創造する意欲をもち、困難に向かって粘り強く挑戦する態度の育成が必要である。知育・徳育・体育のバランスのとれた「生きる力」の育成するための教育活動を展開しながら、自信と笑顔にあふれた、井川町にふさわしい児童生徒の育成を目指す。また、「ともに」には小学校児童と中学校生徒の連携・協働の思いを込めている。

5 小中一貫教育の内容

(1) 確かな学力の向上のために

① 9年間の連続した系統的な学習指導の充実

学習指導要領の趣旨及び内容に基づき、9年間を通して育てたい力（目指す子ども像）を明確にし、各学年の指導目標や指導内容の系統性を重視した「小中一貫教育指導計画」を作成し学習指導の充実を図る。

② 小中一体となった取組の充実

小中学校教職員の共通理解のもと、次の視点に立った取組により教育活動の充実を図る。

ア 児童生徒の視点からの取組

- ・ 相互乗り入れ授業（教科の特性や専門性を生かした授業）
- ・ 小中学校合同避難訓練
- ・ 異学年交流活動
- ・ 小中学校の合同行事の実施
- ・ 家庭学習や学習習慣の確立 等

イ 教職員の視点からの取組

- ・ 小中教職員合同研修会
- ・ 小中教職員合同授業研究会
- ・ 授業改善に向けた校内研究会
- ・ 子どもの育ちを見据えた生徒指導 等

ウ 教育体制の視点からの取組

- ・ 教育課程の系統性の共通理解
- ・ 授業のルール、原則の統一 等

エ 保護者、地域の視点からの取組

- ・ 合同P T A授業参観
 - ・ 合同P T A事業
 - ・ 部活動、スポ少の地域での合同指導
- ③ 小学校5・6年での一部教科担任制の実施
小学校5・6年生から教科担任制を取り入れ、教科の専門性を生かした授業を展開する。

(2) 豊かな人間性・社会性を育成するために

① 道徳教育の充実

児童生徒の実態に応じ、重点目標や各学年の指導の重点を明らかにした小中一貫教育のための「道徳指導計画」を作成し、系統的、発展的に道徳性や道徳的実践力を育成する。

② 望ましい人間関係づくりのための活動の実施

合同行事や合同体験活動等により児童生徒のコミュニケーション活動を活発にし、望ましい人間関係をつくるための活動を実施する。また、小中学校の教職員が合同会議等を通して児童生徒の特性やそれに応じた支援の仕方等についての情報を共有し、児童生徒が安定した学校生活を送れるようにする。

③ 地域との連携による体験活動の充実

小中学校と地域が連携し、農業体験や職場体験などの活動に積極的に取り組むとともに、児童生徒が主体的に地域行事に参加するようにすることで、社会参画意識や地域貢献といった公共の精神を養う。

④ 高等教育機関等との連携によるモチベーションアップ

県内には、優れた高等教育機関が複数存在している。秋田大学、県立大学、国際教養大学などと連携しながら、児童生徒の英語等の学力向上やキャリア教育へのモチベーションアップにつなげられないか検討する。

(3) 健やかな心と体を育むために

① 教科体育、教科外体育（業間運動等）及び保健体育の充実

9年間を「運動の楽しさづくり」「運動の仲間づくり」「運動の習慣づくり」に区分し、各区分のねらいを明確にして系統的・継続的な指導を展開する。また、発達段階の特性を踏まえた運動により体力の向上を図る。

② 保健教育の充実

児童生徒の健康の保持増進に必要な知識や技能を継続的・系統的に指導し、健康な生活を実践しようとする態度を育てる。また、現代的な健康課題（生活習慣病、薬物乱用等）について、正しい知識と判断に基づき行動選択することや健康な生活習慣が形成されるよう指導の充実を図る。

6 小中一貫教育で期待される効果

(1) 中学校生活への適応・充実

小学校第5学年から中学校第1学年での学習指導や生徒指導の円滑な接続を図るとともに、小・中学校の交流活動を推進することにより、中学校生活に滑らかに適応し、不安が解消され、授業や諸活動に集中して取り組み、充実した学校生活を送ることが期待できる。

(2) 教職員の指導力の向上

小・中学校の教職員が児童生徒についての学習、生徒指導等の情報を共有するとともに、中学校教員の乗り入れによる専門性を発揮した授業等により、指導方法の工夫・改善を効果的に行うことができる。その結果、小・中学校教職員の指導観、学力観及び教育観等について相互理解が深まり、教職員の指導力の向上が期待できる。

(3) 開かれた学校づくりの推進

地域を学習素材とした活動を小・中学校で取り入れ、地域に根ざした特色ある教育活動を展開することにより、本県学校教育共通実践課題である「ふるさと教育」の一層の推進を図ることができる。その際、学校が家庭や地域に教育活動について積極的に情報を提供し、家庭や地域と連携した教育活動を構築することで、これまで以上に開かれた学校づくりが期待できる。

7 小中一貫教育の4つのつながり

一貫教育の推進に当たっては、小・中学校が共通理解し、義務教育9年間の連続性、及び学校と地域との連携などをどのように整備していくか、いわゆる「つながり」が重要となる。

そこで、小中一貫校設置の意義を踏まえ、次の4つの視点で「つなぐ」ことを方針として小中一貫教育を推進する。

(1) 学び方をつなぐ（児童生徒の学習意欲や学力向上を図る）

小・中合同研修会等を行い、教職員一人一人の指導力向上を図るとともに、基礎・基本の確実な定着に向けた9年間を見通した系統性・連続性のある教育活動を展開することにより、児童生徒の学習意欲や学力向上を図る。

(2) 導き方をつなぐ（協働の指導体制を構築する）

学習や生活、部活動等での子ども一人一人の指導や支援を、発達段階を意識した生徒理解に基づき、小・中学校の垣根を越えて全ての教職員が協働で関わることで、9年間の学びを保障する。

(3) 仲間とつなぐ（豊かな人間性や社会性を育成する）

児童生徒の相互交流や異学年交流、地域の方々との交流等によりコミュニケーションの機会を意図的に確保し、自己肯定感、自己有用感を高め、豊かな人間性や社会性を育成する。

(4) 地域とつなぐ（開かれた学校づくりを推進する）

井川町の人材や歴史的文化遺産、豊かな自然を積極的に活用した教育活動を展開する。また、「ふるさと教育」を根底に据え、保護者や地域との連携を図りながら「開かれた学校づくり」を推進する。

8 特別支援教育等の推進

小中一貫教育を推進するに当たっては、小・中学校の連携や関係機関と協力しながら校内支援体制の機能を強化して特別支援教育を充実させるとともに、宿泊体験学習等の発達段階を踏まえた活動と系統的な指導によりキャリア教育を推進する。また、自発性や公共の精神及び思考力、判断力、表現力等を基にした「問い」を発する子どもの育成に努める。

(1) 特別支援教育の充実

小・中学校教職員が、特別な支援を要する児童生徒の情報交換を密にし、協力体制を整備し、小・中学校で継続な指導を行うことで、児童生徒の個々の可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加できる資質や能力を身に付けさせる。

(2) キャリア教育の充実

本町の将来を担う子どもたち一人一人が「生きる力」を身に付け、社会的・職業的に自立し、様々な課題に柔軟に、かつたくましく対応していくことができるよう宿泊体験学習、職場体験学習、被災地訪問等の発達段階に配慮した体験活動を実施するとともに、系統性を重視した事前・事後指導を充実させることにより、学ぶことや働くことの意義や生きることの尊さを実感させ、社会的・職業的な自立を目指す。

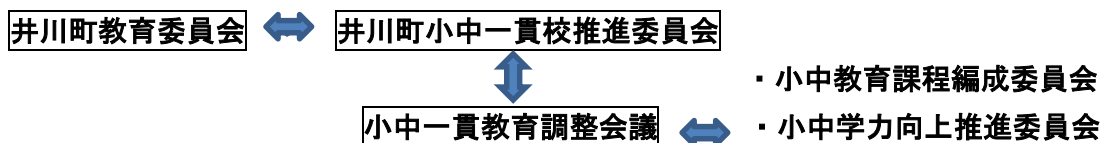
(3) 「問い」を発する子どもの育成

読解力向上のための校内体制の整備・充実を図るとともに、国語科・各教科等における言語活動の充実に向けた取組を小・中学校において意図的・計画的に行うことにより、児童生徒が自ら問うことによって学ぶ授業の推進に努める。

9 小中一貫校の推進組織

教育関係者、有識者等による井川町小中一貫校推進委員会を設置し、開設までの準備作業の進行管理や開設後の円滑な運営を図る。

また、小中学校組織として、小中の校長等による小中一貫教育調整会議を設置し、そのもとに教育課程編成会議や学力向上推進委員会など各種委員会を設置し小中一貫教育の推進を図る。



- ・ 生徒指導連絡委員会
- ・ 小中特別支援教育コーディネーター連絡委員会
- ・ 小中キャリア教育推進委員会

Ⅲ 小中一貫校に向けた校舎等増改築計画

現在の小学校は、昭 48 年完成の校舎を一部改修したり耐震補強工事を行ったりして使用しているが、老朽化は否めない。一方、中学校は平成 24 年完成の木造新築校舎である。

ここには小中一貫校開設を見越し小学校併設スペースを一程度確保している。具体的には、中学校普通教室棟に多目的スペースとして確保し、教室分割できるようになっている。

平成 30 年度一貫校開設の背景には、今後の井川町の児童生徒数の減少を見込みながらも、複式学級など極小な小学校、中学校となっては優れた教員確保も難しく学校教育が立ち行かないとの危機感がある。一貫校は小中連携の最大価値化をめざすものであるため、現在の小学校の教室利用も考え慎重に検討したところ、増築は避けられないとの結論を得た。

また、小学校に併設している給食センターも中学校校舎に併設する必要がある。

このほか、小学校と中学校の児童生徒の体格や活動実態に合わせ、トイレ、手洗い水飲み場、遊具場などの増設・改修が必要となる。

1. 主な増改築計画

増改築の主なものは次のとおり。（別添構想図参照）

- ① 中学校普通教室棟西側に、小学校併設関係スペースとして教室棟を増築する。
おおむね南側に面した 3 教室分と北側に教師待機場所、教具置場、少人数学習室、トイレ等を増築する。
ただし、小中の教室配置はエリア分けが必要と考え、教室数の多い小学校のエリアとして現在の中学校教室エリアを改修して利用する。西側増築部分は主に中学校が利用する。
- ② 給食調理施設を食堂北側に併設する。面積は現在の駐車場スペースを考慮し給食数や資機材配置などにより決定する。
- ③ 各種会議や来客に対応すべく体育館への渡り廊下南側に会議室を増設する。
- ④ 中学校入口左側の松植栽スペースに小学校向け遊具場を設置する。

2. 特別教室等の共同利用

理科室、音楽室、家庭科室、図書館、コンピューター室などの特別教室は、小中

共同利用する。また、体育館や陸上競技場、野球場も共同利用とする。

3. 小学校校舎の跡地利用

小学校校舎は、教室棟を小中のふるさと教育等で利用し、体育館、野球場はスポーツ活動で使用する。プールも中学校敷地内に設置できるまで使用する。

4. 今後の進め方

平成 27 年度に増改築基本計画、基本設計を行い、概算面積、概算金額を確認したのち、実施設計を行う。

平成 28 年度から、29 年度にかけて増改築を行う。

IV 小中一貫校で配慮が必要な事項

中央教育員議会初等中等教育分科会小中一貫教育特別部会（平成 26 年 9 月 19 日）において報告された「小中一貫教育等についての実態調査」によれば、小中一貫教育のこれまでの取組の総合的な評価（成果）として「成果が認められる」と評価した回答率は 70% となっている。一方で「課題が認められる」と評価した回答率が 80% となっている。大きな課題として挙げられたのが「小中教職員間での打合せの確保」「児童生徒間交流の移動手段・移動時間の確保」「教職員の負担感・多忙感の解消」などである。このような課題を踏まえ、小中一貫校を推進するに当たって、教職員の意欲を高め、そのねらいを達成するために協働、協調、共通実践する土壌を培う必要がある。併せて、必要な教職員数の確保や施設整備において課題解決への配慮が求められる。

また、児童生徒が小中一貫校の成果を享受し、高い意欲と創造性に満ちた学校教育を送るために、次の事項に十分配慮することが必要である。

1 生活・学習環境への配慮

小・中学生では心身の発育・発達が著しく異なることから、その特性を踏まえ、安全で安心な学校生活を送ることができるようにするとともに、落ち着いた学習環境を整備するため、小・中学校を分けて教室を配備する。また、小学校の授業時間は 45 分、中学校は 50 分と違いがある。時間の区切りを知らせるチャイムについては、小・中学校の休み時間を変えて授業開始時間を揃えるなど時程を工夫し可能な限り回数を減らすことやノーチャイムの実施等により学習に専念しやすい学習環境の整備に努める。

2 教育課程運営上の配慮

(1) 小学生のリーダー性を高める取組

9 年間を同じ環境のもとで生活することから、リーダー性の育成については十分に配

慮しなければならない。特に小学校6年生においては、小学生の最高学年という位置付けにありながら、中学生と生活をともにすることにより依頼心が強くリーダー性を十分に発揮できないことが懸念される。そこで儀式的行事の単独実施や児童会活動の活性化を図るとともに、節目において儀式的行事を実施するなどして、小学生のリーダー性の育成に努めたい。

- ・入学式、卒業式、始業式、終業式等の儀式的行事の単独開催
- ・1／2成人式（小学4年生）の実施
- ・全校体制による児童会活動
- ・小学6年生の企画・運営による月集会の開催 など

(2) 小中合同実施の行事、活動

生徒の発達段階や特性に配慮しながら、異学年交流等豊かな人間性を育む機会ととらえ、小中合同で開催可能な行事について、そのねらいを踏まえ適切に実施する。

- ・全校花苗植え（縦割り交流活動）
- ・全校町内生徒会（異学年交流活動）
- ・避難訓練（火災、防犯、防災） など

3 スポ少・部活動の配慮

(1) 小中一貫した指導体制の構築

スポ少や部活動の指導者不足により活動が停滞するといったことのないよう、小・中それぞれの専門性を有する教職員が校種を越えて指導に当たることにより、一貫した指導体制を構築する。また、外部コーチ等地域人材を積極的に活用し、地域との連携を図りながら運営の充実を図る。

(2) スポ少、部活動の運営

スポ少や部活動の運営については、少子化に対応した組織体制の整備が必要である。特に中学校においては部員数の減少により運営が困難になる部活動が予想されることから、社会体育と一層の連携を図る必要がある。また、活動場所が制限されることから周辺体育施設との調整を図りながらその確保に努める必要がある。

- ・スポ少と部活動の融合化、社会体育化（井川町体育協会との連携）
- ・スポ少、部活動の合同運営
- ・スポ少、部活動の合同部活動（周辺小・中学校との連携）
- ・総合部活動の推進（複数種目の実施）

4 学校安全上の配慮

小学1年生から中学3年生という幅広い年齢層が登下校することから、安全への配慮が必要である。登下校時の交通安全は発達段階に応じた指導が必要である。特に小学生においては、通学路の変更があり交通事故等の発生が懸念されることから、危険箇所の

確認等十分な対策を講じる必要がある。

(1) 通学時の安全確保

○小学生

- ・ 集団登校
- ・ 徒歩通学又はスクールバスでの登下校

○中学生

- ・ 徒歩又は自転車通学
- ・ スクールバス又は町の巡回バス（雨天時及び冬季）

(2) 地域及び関係機関との連携

- ・ 井川さくらサポートチームとの連携による安全確保
- ・ 五城目警察署等関係機関との連携

(3) その他

- ・ 現在の小学校スクールバス降車場所（翠香苑前）を中学校に近い適地に変更
- ・ 校地内への保護者の自家用車乗り入れの禁止（病気、怪我等の送迎の場合は可）
- ・ 自家用車の送迎場所は原則町民体育館駐車場を利用